

県民意見の募集について

計画等の案の名称	第6次静岡県障害者計画
意見募集の趣旨	<p>本県では、障害者施策を総合的に推進するため、障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定しています。</p> <p>このうち「障害者計画」については、4年ごとに見直しを行っており、現行計画の計画期間が令和7年度末までであることから、令和8年度を始期とする新たな第6次静岡県障害者計画を策定します。</p> <p>このたび、計画案がまとまりましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月25日(木)～令和8年1月23日(金)
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書を提出してください。様式は自由ですが、別紙を参考にしてください。 ご提出いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 健康福祉部 障害者政策課 障害者政策班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3267（健康福祉部障害者政策課）</p> <p>3 電子メールの場合 shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課 障害者政策班 電話番号 054-221-3599
備考	<ul style="list-style-type: none"> 皆様から頂いたご意見が、氏名、住所、連絡先を除き、公開される場合があります。 提出いただいた意見に対する県の考え方は、（類似する意見はまとめた上で）県のホームページにおいてお示します。 御意見を提出されたお一人おひとりには回答いたしますので、御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。